

ミステリ-と動物の解放と青少年暴力

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/9306

ミステリーと動物の解放と青少年暴力 Mystery, Animal Liberation, and Adolescent Violence

金沢大学医学部附属動物実験施設
早 川 純 一 郎

最近たまたま手に取った英国のミステリーはお金持ちの少女が自動車の爆発によって殺されるという事件を追う女性私立探偵が主人公であった。少女の父親が大手製薬企業でがん治療薬の開発に携わっていて、沢山の動物を使っていることから、父親を狙った動物解放運動の過激派による犯行ではないかという推理でストーリーは展開していく。翻訳者が解説で述べているように動物実験を行っていることが、犯人に殺意を抱かせるというプロットが奇異にとられないのが欧米での常識のようである。欧米では1970年代の終わり頃から医学研究の動物実験への反対運動が盛んになり、動物実験を行っている研究者が実際に爆弾テロに襲われるという事件が起こっている。

日本でも動物実験反対論はときどきジャーナリズムにとりあげられる。最近も雑誌「世界」の河野修一郎氏の「動物実験への大いなる疑問」(1997年10月)という論文、これに東大名誉教授で理研の脳科学総合センター所長の伊藤正男氏が同じ世界(1998年1月)で反論され、その反論への河野氏の批判(1998年4月)が掲載されるといったことがあったが、欧米ほど一般の人の関心は引いていないようであるし、そういう反対運動についての認識も乏しいようである。

「動物の解放」という概念はオーストラリアのモナッシュ大学の哲学の教授Peter Singerが1975年に発表したAnimal Liberationという本によって一般に知られるようになったが、彼の主張は人種差別や性差別が倫理的に容認されないように、動物を人間と差別する、種差別(これを彼はracismになぞらえてspeciesismと呼ぶ)もまた倫理的に容認できる根拠がないというものである。この主張が根本的に従来の動物愛護とか福祉と違っている点は、従来の動物愛護では動物の福祉は人の利益が侵されない限りにおいて保護されるものであるという考えで、動物は”下等な生き物”としているが、このような人間と差別する倫理的な根拠を否定していることであ

る。つまり人間に与えられている平等の権利を動物にも与えようという主張である。そのためこのような主張をする者を動物権利主義者(Animal Rightist)と欧米では呼び、過激な動物実験反対運動をAnimal Rights Movementと呼んでいる。このような主張を貫けば当然の結果、人間による動物の利用は否定されることになり、肉食主義とならざるをえない。同じ生物でも植物が利用できて、動物ができないという境界を引く論理に興味があるが、Singerはレタスは苦痛を感じないとしている。

現在、欧米でも動物実験に反対しているグループがすべてこのような動物権利主義にたっているわけではないが、従来からの動物福祉・愛護の立場からの要求もあり、動物の保護に関する法律(英国のAnimals (Scientific Procedures) Act 1986, 米国のAnimal Welfare Act, Amended 1985など)があり、それにしたがって動物実験が法的な規制をうけている。日本には昭和48年に議員立法で成立(昭和58年改正)した「動物の保護及び管理に関する法律」があるが、この法律には特別に動物実験を規制する条項はない。

ところが最近、相次いで起こった青少年による暴力事件が契機となって、自由民主党の内でも青少年の健全育成が議論されている。その一環として動物を利用した情操教育の推進しようという意図で、この法律を改正する動きがあるようである。この動きに乗って、わが国の動物福祉や動物権利を標榜する団体が、連合して改正案を提出している。この改正案には動物実験施設の許可制、研究機関での動物実験倫理委員会の設置及びその公的機関による査察制度の導入などが盛り込まれているので、このような方向で改正が行われると医学研究の動物実験にもすくなくならない影響がでると思われる。

動物実験という医学研究の中の小さなタコ壺の内においても、壺には世の中のいろいろな動きの綱が絡んでいることを実感させる下手な三題噺である。